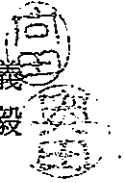


平成 17 年 4 月 20 日

中央社会保険医療協議会
会長 星野 進保 殿

専門委員 向田 孝義
奥田 秀毅



新薬の薬価基準収載に関する意見

去る平成 17 年 3 月 9 日に開催されました中央社会保険医療協議会・総会における新薬の薬価基準収載に係る審議において、現行の薬価算定ルールに則り算定された品目が、ルールの見直しが必要であるとして薬価基準収載を見送られた件につき、製薬業界代表の専門委員として、下記のとおり考えますことを申し述べます。

記

- 薬価算定ルールを適正に見直すことについては、製薬業界としても十分その必要性を理解している。ただし、ルールのあり方については内容の適正性の他に、経営の予見性から、ルール自体の継続性・安定性という視点も必要と考えているので、それらの点も踏まえた上で、ルール見直しの議論には、これまでと同様に積極的に参画していきたい。
- 薬価算定ルールは、製薬業界代表者が専門委員として参画している薬価専門部会にて検討され、中医協・総会にて承認されたものである。従って、新薬の薬価算定にあたっては、あくまでも現行ルールが尊重されなければならないと考える。
- 薬価算定組織より報告された算定案については、現行ルールに対する適合性に基づいて算定薬価の適否の判断がなされるべきである。先般のように算定結果に不都合が生じたからといって、ルール見直しを行わずして薬価基準収載を見送るようなことは、今後行われるべきでないとする。なお、ルールの見直しは慎重かつ総合的な見地に立って行われるべきであり、然るべき見直しの後に行われる新薬の薬価算定にあたっては、見直されたルールが適用されるのが当然と認識している。

以上